

入札公告

条件付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和7年2月28日

県立宮崎病院長 嶋本 富博

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務 医療廃棄物処理業務委託
- (2) 委託業務の内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年9月30日まで
- (4) 入札方法 (1)の委託業務について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に規定する資格を有する者で、営業種目が廃棄物処理の役務であること。
 - イ 収納運搬に必要な県（市）の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項及び第14条の4第6項の許可を受けた者で、特に特別管理産業廃棄物の種類「感染性廃棄物」が事業の範囲である者。

ただし、許可の有効期限が、入札日以降のものにかぎる。
 - ウ 法第12条の5の規定に基づき使用されるもの（電子マニフェストシステム）に加入している者。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和7年3月19日までに提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号
郵便番号 880-8510 電話番号 0985-24-4181
- (2) 期間 令和7年2月28日から令和7年3月19日まで
(土曜日及び日曜日を除く。)

4 入札説明書の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 令和7年2月28日から令和7年3月19日まで
午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(2) 交付場所 宮崎市北高松町5番30号
県立宮崎病院総務課管理担当

※上記期間中は、県立宮崎病院ホームページからダウンロードが可能
ホームページアドレス <http://kenritsu-miyazakibyoin.jp/>

5 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立宮崎病院 1階講堂
(2) 提出期限 令和7年3月21日 午前10時20分
(3) 提出方法 持参すること。

6 入札と開札の場所及び日時

- (1) 場所 県立宮崎病院1階講堂 宮崎市北高松町5番30号
(2) 日時 令和7年3月21日 午前10時20分

7 入札保証金

入札保証金については、病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

8 入札の無効に関する事項

病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

9 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

10 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号
郵便番号 880-8510 電話番号 0985-24-4181

11 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が議決となり、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力を生じる。

12 その他

その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

宮崎県が行う委託業務に係る条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記5に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和7年2月28日

2 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名及び数量 医療廃棄物処理業務委託
- (2) 履行期間 令和7年4月1日から令和8年9月30日まで
- (3) 履行場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号

3 業務委託の仕様等

別添契約書（案）及び仕様書のとおり。

4 競争入札参加資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に規定する資格を有する者で、営業種目が廃棄物処理の役務であること。
 - イ 収納運搬に必要な県（市）の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条第6項及び第14条の4第6項の許可を受けた者で、特に特別管理産業廃棄物の種類「感染性廃棄物」が事業の範囲である者。
ただし、許可の有効期限が、入札日以降のものにかぎる。
 - ウ 法第12条の5の規定に基づき使用されるもの（電子マニフェストシステム）に加入している者。
- (2) 入札に参加しようとする者は、（1）イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類を令和7年3月19日までに提出しなければならない。
なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

5 当該業務委託契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号
郵便番号 880-8510 電話番号 0985-24-4181

6 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号
郵便番号880-8510 電話番号 0985-24-4181
- (2) 期間 令和7年2月28日から令和7年3月19日まで
（土曜日及び日曜日を除く。）

7 入札

入札に参加する者は、別紙様式2による入札書を下記のとおり提出しなければならない。

- (1) 提出場所 県立宮崎病院1階講堂
- (2) 提出期限 令和7年3月21日 午前10時20分
- (3) 提出方法 持参すること。
- (4) 入札金額は、調達役務の履行に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、入札金額の算定に当たっては、希望するキログラム当たりの単価（100分の1円までとする）に下記13に記載する年間排出予定量を乗じるものとし、入札書の入札金額欄の下欄に算定内訳を記入す

ること。

- (5) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式3による委任状を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。
- (7) 入札書は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「《医療廃棄物処理業務委託》の入札書在中」と朱書きしなければならない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。
- (9) 入札参加者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

8 開札

- (1) 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせてこれを行う。
- (2) 開札の場所及び日時
 - ① 場所 県立宮崎病院1階講堂 宮崎市北高松町5番30号
 - ② 日時 令和7年3月21日 午前10時20分
- (3) 開札をした場合において、落札者がいない場合は直ちに再度の入札を行う。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

- ① 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

- ① 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- ② 過去2箇年の間に、国（公団等を含む。）又は地方公共団体（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって履行したことを証明する書面を提出し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

10 入札の効力に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効とする入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

- (1) 競争入札参加資格のない者のした入札

- (2) 同一人が同一事項についてした二通以上の入札
- (3) 二人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札

11 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格以内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

12 この競争入札による業務委託は、当該委託に係る令和7年度宮崎県立病院事業会計予算の成立を条件とする。

13 令和7年4月1日～令和8年9月30日までの医療廃棄物排出予定量

- (1) 感染性 244, 800 kg
- (2) 非感染性 62, 400 kg

入 札 書

入札金額		億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	内訳 感染性 : 単価 円 銭 × 244,800kg (年間排出予定量) = 非感染性 : 単価 円 銭 × 62,400kg (年間排出予定量) =									
受託の内容	医療廃棄物処理業務委託									
受託の場所	県立宮崎病院									
期 間	令和 7年 4月 1日から 令和 8年 9月 30日まで									
入札保証金額	病院局財務規程第 8 1 条第 2 項第 2 号の規定により免除									

上記金額に 100分の110 を乗じて得た金額をもって受託いたしたいので、御呈示の仕様書、契約条項、病院局財務規程（平成 18 年病院局企業管理規程第 15 号）及び御指示の事項を承知して入札いたします。

令和 7年 月 日

住 所

入札者 名 称

代 表 者

代表
者印

県立宮崎病院

院長 嶋 本 富 博 殿

入札条件等確認済

委任状

私は都合により
使用
()
印鑑

を代理人と定め下記業務の見積入札に関する権限を
委任します。

記

- 1 受託内容 医療廃棄物処理業務委託
- 2 受託の場所 県立宮崎病院

令和7年 月 日

住所

名称

氏名

代表
者印

県立宮崎病院

院長 嶋本富博 殿

代理人の職名又は本人との関係

数量：実績による

単価：感染性医療廃棄物 _____ 円／k g
(うち消費税及び地方消費税額 _____ 円／k gを含む)
非感染性医療廃棄物 _____ 円／k g
(うち消費税及び地方消費税額 _____ 円／k gを含む)
産業廃棄物税：産業廃棄物 1 k g 当たり 0. 8 円とする。

(中間処理の場所、方法及び処理能力)

第 8 条 乙は、甲から委託された廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： _____
所在地： _____
処分の方法： _____
施設の処理能力： _____

(最終処分の場所、方法及び処理能力)

第 9 条 甲から、乙に委託された廃棄物の最終処分は次のとおりとする。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

(搬入業者)

第 1 0 条 第 7 条の廃棄物の第 8 条に指定する事業場への搬入は、次の収集・運搬業者が行う。

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)： _____
住 所： _____
許可都道府県・政令市： _____ 許可都道府県・政令市： _____
許可の有効期限： _____ 許可の有効期限： _____
事業の範囲： _____ 事業の範囲： _____
許可の条件： _____ 許可の条件： _____
許可番号： _____ 許可番号： _____

(適正処理に必要な情報の提供)

第 1 1 条 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって乙に提供しなければならない。以下の情報を具体化した「廃棄物データシート」(環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」(第 2 版)を参照)の項目を参考に書面の作成を行うものとする。

- ①産業廃棄物の発生工程
- ②産業廃棄物の性状及び荷姿
- ③腐敗、揮発性状の変化に関する事項
- ④混合等により生ずる支障
- ⑤日本産業規格 C 0 9 5 0 号に規定する含有マークが付された廃製品の場合は、含有マーク表示に関する事項
- ⑥石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨
- ⑦その他取扱いの注意事項

2 甲は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、乙に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、乙の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれのある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、甲は乙と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

- 3 甲は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、乙に引き渡す容器等に表示する（環境省の「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（第2版）の「容器貼付用ラベル」参照）。
- 4 甲は、委託する産業廃棄物の電子マニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

（甲乙の責任範囲）

- 第12条 乙は、甲から委託された産業廃棄物を、処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。
- 2 乙は甲に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、または過失によって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。
- 3 乙が第1項の業務の過程において、乙又は第三者に損害が発生した場合に、乙に過失がない場合は甲において賠償し、乙に負担させない。

（再委託の禁止）

- 第13条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の処分業務を他人に委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準にしたがう場合は、この限りではない。

（義務の譲渡等）

- 第14条 乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（委託業務終了報告）

- 第15条 乙は、甲から委託された廃棄物の業務が終了した後、速やかに電子マニフェストシステムにそのむねを登録するものとする。ただし、業務終了報告書の処分業務については、電子マニフェストの処分終了報告書で代えることができる。乙は、業務終了報告書について不合格の旨の通知があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。補正に要する費用は、乙の負担とする。

（業務の一時停止）

- 第16条 乙は、甲から委託された産業廃棄物の適正処理を行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の6の2等に定める事由が生じたときは、ただちに当該委託に係る業務を一時停止し、同法第14条第13項等の規定に基づき、遅滞なくその旨を書面により甲に通知しなければならない。
- 2 甲は、前項の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の処理の状況を把握する等、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第8項に定める措置を講じるとともに、通知を発出した乙が処理を適切に行えるようになるまでの間、乙に新たな処理委託を行わない等の必要な措置を講じなければならない。

（委託料の算出）

- 第17条 甲の委託する業務に関する委託料については、第7条で規定する単価に基づき算出する。
- 2 委託料の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。

（成果報告書の提出）

- 第18条 乙は、委託業務を完了したときは、直ちに業務の成果に関する報告書（以下「成果報告書」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 甲は、成果報告書を受領したときは、その内容を審査し、合格又は不合格の旨を乙に連

絡するものとする。

- 3 乙は、前項の規定による不合格の旨の連絡があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを補正しなければならない。前項2の規定は、本項の規定による補正について準用する。
- 4 第2項（前項後段において準用する場合を含む。）の審査及び前項前段の補正に要する費用は、乙の負担とする。

（委託料の請求及び支払）

- 第19条 乙は、甲から前条第2項（同条第3項後段において準用する場合を含む。）の規定による合格の旨の通知があったときは、甲に委託料の支払請求書を提出するものとする。
- 2 甲は、前項の規定による支払請求書の提出があったときは、その日から起算して30日以内に乙に委託料を支払うものとする。
- 3 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に委託料の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して、遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（内容の変更）

- 第20条 甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

（秘密の保持）

- 第21条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 前項の規定は、委託期間が満了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

- 第22条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記の「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（契約の解除）

- 第23条 甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 甲又は乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 乙の役員等（法人にあっては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあってはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用している者であると認められるとき。
- 2 前項の規定により契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 乙の義務違反により甲が解除した場合
 - イ 乙は、解除された後も、その廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている廃棄物についての処分の業務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
 - ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときに

は、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。

ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある産業廃棄物の収集・運搬を行わしめるものとし、その負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない廃棄物を、甲の費用を持って当該廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(協議等)

第24条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、病院局財務規程（平成18年病院局企業管理規程第15号）第7章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 当契約書に定める業務の円滑な遂行を確保するために、乙は、令和8年9月末までに、令和8年10月以降の当該業務の受託者（以下「丙」という。）と十分な業務に関する引継ぎを行うものとする。乙及び丙は、令和8年9月末までに、甲に対し引き継ぎ状況の報告を行わねばならない。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、甲、乙は各々記名押印のうえ各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 宮崎県
県立宮崎病院長 嶋本 富博

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、委託業務の処理に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密等の保持)

第2 乙は、委託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、その利用目的を特定し、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報を当該事務の利用目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示があるとき、又はあらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(適正管理)

第5 乙は、委託業務の処理に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得たときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、本契約第13条に定める場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に再委託してはならない。

(資料の返還等)

第8 乙は、委託業務を処理するために甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、引き渡し、又は廃棄するものとする。また、当該個人情報を電磁的に記録した機器等は、確実に当該個人情報を消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、委託業務に従事する者及び従事した者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(実地調査等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、乙が処理する委託業務に係る個人情報の取扱状況について報告を求め、又は実地に調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この特記事項に違反する事態が発生し、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

県立宮崎病院医療廃棄物処理仕様書

【外来・病棟での医療廃棄物】

①	②	③	④	⑤	⑥
サンペール	感染性	非感染性	バイアル	燃えるゴミ	燃えないゴミ
50L容器	二重袋・橙袋	青袋	青袋	透明袋	透明袋

①注射針、メス、安全カミソリ、縫合針、アンプル等その他鋭利なもの、感染症病床の廃棄物

②汚染されたガーゼ、包帯、脱脂綿、布きれ、その他の感染性紙オムツ等

③汚染されていないガーゼ、包帯、脱脂綿、布きれ、プラスチックボトル、ギブス、プラスチック屑、金属屑等

④バイアル

⑤燃えるゴミ・・・一般廃棄物

⑥燃えないゴミ・・・産業廃棄物（随時）



清掃業者

・毎日2回回収 ※病棟によっては4～5回
病棟各1名（全14名）



院内ゴミ集積場
(病院東口)

・①については、満杯になった時点で搬出する。

・②～④については、8分目回収を行う。
※針刺しによる感染を防止するため院内で承諾。

・③、⑤、⑥については係員（清掃会社）が再度分別を行い、指定場所へ保管する。
※非感染性についてはできる範囲でおこなう。

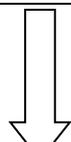


※収集運搬業務

収集運搬業者

・集積場から①、②、③、④を毎週、月、水、金に回収し、処分業者の指定する処分場に搬入する。

※廃棄物保管庫前は駐車場の天井が低く（高さ3m）、保管庫前に回収車両の停車が困難なため、廃棄物保管庫からの運び出し作業が必要。



処理業者

・全て自社で焼却処分。

・焼却後の灰は管理型埋立により処分。

【廃液関係】

①有機物質（キシロール）1斗缶

②現像液

③定着液 } タンク→ポンプで汲み上げ

収集運搬 → 自社処分場で中和処分

【県立宮崎病院廃棄物分別表】

	種類	回収日	ゴミ袋の形態	内 容 等
①	感染性 医療 廃棄物	月/水/金	グレー ペール ボックス	注射針、メス、安全カミソリ、縫合針、アンプル等その他 鋭利なもの、手術から出る血液等の液状又は泥状のもの
②			二重橙袋	汚染されたガーゼ、包帯、脱脂綿、布きれ、紙オムツ等
③	非感染性 医療 廃棄物		青袋	医療行為から出る汚染されていないガーゼ、包帯、脱脂綿、 布きれ、プラスチックボトル、ギブス、プラスチック屑等
④			青袋	医療行為から出るバイアル、薬瓶、薬缶、空き缶、金属屑 等
⑤	産業 廃棄物	火/木	透明袋	医療行為以外から出る汚れている廃プラスチック等、アル ミ等、混載ゴミ
⑥	可燃 ゴミ	月～土	透明袋	生活ごみ(病室・給湯室等)、生ごみ、落葉、リサイクルでき ない紙類、プラ表示のないもの、感染以外の紙オムツ等
⑦	資源 ゴミ	月/水/金	透明袋 (汚れて いない もの)	ペットボトル
				空き缶、空き瓶
				プラスチック類(弁当、カップ、お菓子袋、キャップ等)
		月～土	紐、箱	古紙、段ボール、雑誌等
		火/木/土	透明袋	シュレッター
随時	一斗缶	廃油		
⑧	産業 廃棄物	随時	透明袋等	⑤以外の産業廃棄物
				蛍光管
				乾電池

清掃業者・・・毎日2回収 ※病棟によっては4～5回。

①は満杯、②～④については、8分目回収を行う。

※針刺しによる感染防止のため院内で承諾。

院内ゴミ集積場・・・⑤～⑧については、係員(清掃会社)が再度分別を行い、指定場所へ保管。

収集運搬業者・・・集積場から回収日に回収し、処分業者の指定する処分場に搬入する。

※廃棄物保管庫前は駐車場の天井が低く(高さ3m)、保管庫前に回収車両の停車が困難なため、廃棄物保管庫からの運び出し作業が必要。

処理業者・・・①～⑥については、全て自社で焼却処分。焼却後の灰は管理型埋立により処分。